

既存計画と現状との比較（検討すべき事項の整理）

1. 三豊市の就学前教育・保育に関する報告書と現状（令和元年度）との比較

I. 幼稚園・保育所のあり方について

1. 保育年齢、保育時間、預かり保育制度などについて

(1) 保育年齢

	方針	現状	方針と現状との比較（課題等）
幼稚園	3歳児～5歳児	3歳児～5歳児	乖離なし
保育所	全保育所で0歳児～5歳児	一部保育所で年齢制限あり 豊中保育所：0歳児～2歳児 須田保育所：1歳児～5歳児 財田保育所：0歳児～3歳児 ※今後整備予定 山本保育所：0歳児～2歳児 ※小規模保育園：0歳児～2歳児 （連携施設の設定義務あり）	①豊中地区の3歳児以上、財田地区の4歳児以上の保育認定子どもの受入体制が不足している。 ※豊中地区は私立保育所の新規開設により、一定数の受入数増加（30人） ※山本地区の2号認定（保育認定）子どもは、山本地区新設統合幼稚園に保育所機能を備えた幼稚園型認定こども園で受入する。
報告書（抜粋）			
<p>※地域によって保育所の制度が異なっていることは、好ましい状況とは言えない。</p> <p>※年齢の幅広い子どもたちが日々生活を共にすることで、年長児が年少児をいたわり、年少児は年長児から様々なことを学ぶという望ましい環境が形成されると考える。</p>			

検討すべき事項

- 幼稚園入園者数の大幅な減少及び保育施設入所者数の急激な増加を踏まえ、地域ごとの状況にあわせた各施設の保育年齢や認定こども園化等を検討する必要がある。

(2) 保育時間

	方針	現状	方針と現状との比較（課題等）
幼稚園	7:30～14:00 及び 18:00（預かり保育を含む）	7:30～14:00 及び 18:00（預かり保育を含む）	乖離なし
保育所	7:30～16:30 及び 18:00	7:30～18:30（保育標準時間） 8:30～16:30（保育短時間）	①子ども・子育て支援新制度に伴う保育時間の延長

		※一部の私立保育施設で延長保育の実施（7:00～19:00）	②私立保育施設による延長保育の実施
保育所 （土曜 保育）	7:30 及び 8:30～ 12:30	※公立保育所：7:30～12:30 ※公立保育所〔指定管理〕（高瀬南部保育所・松崎保育所）：7:30～18:30（平日と同じ） ※私立保育施設（保育所及び小規模保育園）…7:30～18:30（平日と同じ）	①指定管理・私立保育施設の開所により、一部の施設で土曜の全日保育の実施
報告書（抜粋）			
※今後の社会情勢や保護者のニーズなどに柔軟に対応していくことが望ましい。			

検討すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園入園者数の大幅な減少及び保育施設入所者数の急激な増加を踏まえ、幼稚園において保育ニーズを満たせるよう、預かり保育時間の延長や認定こども園化等を検討する必要がある。 ●私立保育施設、公立保育所（指定管理）の延長保育、土曜保育等の現状を踏まえ、公立保育所の保育の提供体制（保育時間）を検討する必要がある。

（3）幼稚園の預かり保育制度

	方針	現状	方針と現状との比較（課題等）
幼稚園	全幼稚園で3歳児～5歳児	一部幼稚園で3歳児からの預かり保育未実施（4歳児・5歳児のみの実施）	高瀬地区の一部（上高瀬幼稚園・勝間幼稚園・比地二幼稚園）、三野地区（大見幼稚園・下高瀬幼稚園・吉津幼稚園）で3歳児からの預かり保育が実施できていない。
報告書（抜粋）			
<p>※現に保護者からの3歳児預かり保育実施要望の声も多く聞かれる。全幼稚園で3歳児から5歳児の預かり保育を実施することが望ましいと考える。しかしながら、通常保育の時間とは、先生、友達、部屋など環境が変化することから精神的ストレスも大きいと思われ、その実施については十分な配慮が必要である。</p> <p>※3歳児からの預かり保育を実施するうえで、特に留意する事項 幼児の心身の負担への配慮、保護者への意識啓発・教育、預かり保育の内容の見直し、指導計画の作成、施設・指導体制の見直しと充実、保護者が理解するための周知・啓発活動</p>			

検討すべき事項
●幼稚園入園者数の大幅な減少及び保育施設入所者数の急激な増加を踏まえ、幼稚園において保育ニーズを満たせるよう、全幼稚園での3歳児からの預かり保育の実施等を検討する必要がある。

2. 子育て支援の拠点としての役割について

報告書（抜粋）
<p>※保護者の子育てに対する必要以上の不安や負担感を軽減し、子育てに希望を見出しながら保護者自身も成長していくための子育て支援が、今、幼稚園や保育所には求められている。</p> <p>※子育て支援の拠点としての役割を果たすうえで、特に留意する事項</p> <p>一人で悩まず相談できる保護者間のネットワークづくり、幼稚園・保育所の相談体制づくり、未就学児との交流推進、保護者が積極的に現場に参加できるような働きかけ、保護者、地域を巻き込んだ子育て支援のシステムづくり</p>

検討すべき事項
<p>●現状での取り組みを整理し、公立幼稚園、公立保育所、私立保育施設の求められる役割（子育て支援の拠点としての役割）を検討する必要がある。</p>

II. 幼稚園・保育所の振興について

1. 幼稚園、保育所と小学校の連携について

報告書（抜粋）
<p>※小1プロブレムの解消には、幼稚園、保育所と小学校の3者が連携し、就学前教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図る必要がある。子ども同士の交流はもちろん、職員同士の交流、情報共有や相互理解など、職員間の積極的な連携が必要である。</p> <p>※各幼稚園・保育所が保護者との連携、保護者同士の連携・交流の推進も図り、幼稚園・保育所と保護者が協働して子どもを育てる体制づくりに努めることが望まれる。</p>

検討すべき事項
<p>●現状での取り組みを整理し、公立幼稚園、公立保育所、私立保育施設から小学校教育への円滑な接続や、子ども同士の交流、職員同士の交流、情報共有、相互理解などの職員間の積極的な連携の方法を検討する必要がある。</p>

2. 教諭、保育士の研修及び交流について

報告書（抜粋）	現状（課題等）
<p>※年齢や経験に応じた研修を行うなど、中長期的な見通しをもって研修を実施しなければならない。</p> <p>※幼保小の連携の要は職員の連携であるので、合同研修などを通じた職員間の情報や意見を交換する機会を積極的に設け、職員間の交流・人間関係の構築にも重点を置くことが望まれる。</p>	<p>報告書の次年度から保育所職員の研修を目的とした「三豊市就学前教育・保育推進研修事業」を開始し、翌々年度からは幼稚園教諭も加わり、現在まで継続して行われている。</p>

検討すべき事項
●「三豊市就学前教育・保育推進研究事業」の実施状況を踏まえた上で、今後の研修体制や、私立保育施設の保育士等との交流・意識共有等のあり方を検討する必要がある。

3. 就学前教育・保育の質の向上について

報告書（抜粋）
※就学前教育・保育の質の向上のためには、職員自らが研修・自己研鑽に取り組みことが重要であるが、三豊市と三豊市教育委員会がその取り組みを支援し、環境を整備することが必要である。 ※非正規職員が増加している現状を考慮するなど、人事・処遇等の条件整備についても配慮することが重要である。

検討すべき事項
●幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定を受け、質の向上について検討する必要がある。 ●公立幼稚園、公立保育所、私立保育施設を含めた三豊市の就学前教育・保育の方針、食育の方針等を検討する必要がある。

Ⅲ. 施設・環境について

1. 施設の耐震化について

報告書（抜粋）	現状（課題等）
※耐震診断結果が安全基準を下回る施設については、早急な対応を願う。	※耐震基準を下回った施設については、全て耐震補強工事を実施済みである。

検討すべき事項
●施設の耐震補強は完了しているが、老朽化を踏まえた今後のあり方の検討が必要である。

2. 適正規模、適正配置について

(1) 適正規模

	方針	方針と現状との比較（課題等）
幼稚園	1 幼稚園の望ましい園児数： 80 人～120 人	①入園児童の減少に伴う小規模園の増加 ②豊中幼稚園の大規模化
保育所	1 保育所の望ましい乳幼児数： 60 人～90 人	①入所児童の増加に伴う大規模園の増加 ②待機児童等の発生 ③小規模保育制度の開始 (定員は 19 人以下)
報告書（抜粋）		
※幼稚園：望ましい1学級の園児数は、3歳児 15～20人、4歳児・5歳児 25人～30人、学級数は1学級ないしクラス替えの可能な2学級とする。1幼稚園の園児数は子ども同士の育ちあい、全職員が一人ひとりの園児を把握できる人数、安全管理等を考慮し、望ましい1学級の園児数、学級数とは合致しないが、		

80人～120人とする。

※保育所：より手厚い保育ができるよう、0歳児2～3人、1歳児4～5人、2歳児5～6人につき保育士1人以上が望ましい。3歳以上の子どもについては、社会生活に必要な力をつけていく保育士1人以上が望ましい。1保育室の乳幼児数は、0歳児6～8人、1歳児8～12人、2歳児10～15人とする。3歳児以上の子どもについては、学級数を単位として考え、各1学級とする。1保育所の乳幼児数については、全職員が乳幼児一人ひとりの課題を把握でき、育児不安やストレスを抱える保護者の支援ができる人数を考慮して、60人～90人とする。

※別紙資料①（市内幼稚園・保育施設 入園(所)者数推移）

検討すべき事項

●幼稚園入園者数の大幅な減少及び保育施設入所者数の急激な増加を踏まえつつ、現状の施設配置を考慮し、望ましい園児数・乳幼児数の検討が必要である。

(2) 通園・通所区域、適正配置

	方針	現状	方針と現状との比較（課題等）
幼稚園	小学校区ごと	一部の幼稚園で小学校区と不一致 ①豊中幼稚園⇔豊中地区5小学校 （本山・桑山・笠田・上高野・比地 大小学校） ②山本地区4幼稚園（辻・河内・大 野・神田幼稚園）⇔山本小学校	①不一致である豊中地区のあり方検討 （山本地区は施設整備により乖離を解 消する。）
保育所	区域指定なし	区域指定なし	乖離なし

報告書（抜粋）

※幼稚園：小学校との連携の必要性という観点から、通園区は小学校区ごとが望ましいと考えられる。
 ※保育所：子育て支援の観点から、市内のどこでも行けるよう区域指定なしとしているので、現行通り区域指定なしとする。

検討すべき事項

●幼稚園入園者数の大幅な減少及び保育施設入所者数の急激な増加を踏まえ、適正規模の観点とあわせて検討が必要である。

2. 三豊市保育所運営計画と現状（令和元年度）との比較

序章 計画策定にあたって

計画（抜粋）
“子どもの最善の利益を重視し、子どもの成長・発達に最もふさわしい保育のあり方を考える”という視点で、本計画を策定しました。

第1章 保育所の入所児童数の見通し

計画（抜粋）
※市全体の人口が減少しており、就学前児童数も減少していくと想定されます。 ※0～3歳児は出生数の減少によって人口は減少するものの、保育所への入所希望がこれまで以上に高まると想定し、入所児童数は現状人数から増加すると見込みます。中でも0～1歳児の入所児童数が増えると考えられ、2～3歳児の入所児童数もそれに伴い増加すると見込みます。 ※4～5歳児では幼稚園の預かり保育も利用できるため、幼稚園の預かり保育が現行のまま実施されるという前提に立つと、入所児童数はほぼ現状程度で推移するものと見込みます。

※別紙資料② 保育所入所児童数の見通し（保育所運営計画）の検証

検討すべき事項
●見込みと現状（実績）を比較し、乖離の原因等を分析した上で、今後の見込みを立てる必要がある。

第2章 三豊市の保育所の果たす役割

1 保育サービスの評価

計画（抜粋）
保育所の現行サービスは概ね及第点を付けています。可能であれば「土曜日の居残り保育時間の延長」をはじめとするサービスの拡充を望んでいます。

2 子どもの視点で考える保育のあり方

計画（抜粋）
保育所の役割と保護者の役割を明確に示していくことも子育て支援の重要な項目のひとつです。子どもの成長・発達にとって保護者と話したり、ともに過ごす時間がいかに重要であるか、子育ての経験が保護者自身の人間的な成熟にとって大切であるといった視点も踏まえて、保育所の役割を検討しなければなりません。

3 保育に対する保護者意識

計画（抜粋）
保護者にとっては現行の保育時間や預かり保育時間の延長も“子どもを最優先にしつつ、保護者の就労も配慮した保育サービスに含まれると捉えている”といえます。

4 保育所の現状に対する意見

計画（抜粋）

「保護者の心のケアや子育ての楽しみを伝えるしくみ」「祖父母の送迎時の事故が心配」「発達に課題があると思われる子どもの増加」「ファミリーサポートセンターの普及啓発」といった指摘がありました。

5 保育所運営の原則

計画（抜粋）

「保育所保育指針」に定められている保育所の主な役割

- 保育に欠ける子どもの健全な心身の発達を図ること。
- 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であること。
- 子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うこと。
- 子どもの保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援を行うこと。

6 三豊市の保育所の果たすべき役割に関する方針

計画（抜粋）

【子どもの視点で考える三豊市の保育所の役割】

- 1 保育所は、保護者や地域住民の協力を得ながら、子どもにとって最もふさわしい生活の場とする。
- 2 保育所は、保育時間や保育サービスの実施・検討にあたり、子どもの最善の利益を重視し、家庭や地域との連携の中で、最もふさわしい保育環境の構築を目指す。
- 3 保育所は、子どもが主体的に環境に関わる中で豊かな体験が積み重ねられるよう、一人ひとりの状況や発達の見通しを持って、養護と教育が一体化した連続性のある保育を提供する。
- 4 保育所は、家庭での子育て支援、保護者に対する支援に積極的に取り組む。
- 5 保育所は、入所児童に限らず、地域全体の子育て環境の向上を目指し、保護者・地域住民・関係機関との協力・連携（新しい公共づくり）を先導する。
- 6 保育所は、子どもや保護者との関係を深め、子育て文化伝承の場として、地域の人々にとって憩いの場、元気の出る場、楽しい場となるよう努める。
- 7 保育所は、子どもの健やかな成長のために、心身の健康への支援や通所時の安全確保に取り組む。

検討すべき事項

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定を受け、また、公立幼稚園、公立保育所、私立保育施設を含めた果たすべき役割を検討する必要がある。

第3章 保育所の運営形態に関する方針

計画（抜粋）

【子どもの健やかな成長を目指す、保育所の運営形態のあり方】

- 1 多様な保育サービスを要望する保護者の選択の幅を広げ、本市全体で子どもが健やかに成長する保育を提供するため、公立保育所に加えて、民間（法人等）が運営する保育所の市内設置を推進する。
- 2 公立保育所は地区（旧町単位）ごとに1か所を基本とし、まずは複数ある地区では民営化を推進する。
- 3 公立・私立保育所がお互いに切磋琢磨する環境づくりを行う。

- 4 三豊市の就学前教育・保育に関する報告書で示された適正規模を大幅に超えるケースの場合、できる限り早期に適正規模を実現するよう努める。
- 5 公立・私立保育所は、様々な機会を利用して保護者との意見交換を行い、できる限り早く、日々の保育を改善・向上するしくみを構築し、実践する。
- 6 公立・私立保育所は、職員自身の能力向上への意欲を支えるため、将来を見据えた中・長期的な研修制度を体系化し、就労上の配慮に努める。
- 7 公立・私立保育所における香川県福祉サービス第三者評価の受審とそのため負担軽減策を検討する。
- 8 公立・私立保育所は、それぞれの地域において、子どもの健やかな成長を促す独自の取り組み、家庭・地域・関係機関との連携に努める。
- 9 民間（法人等）の選定にあたっては、選定委員会（仮称）において本市の方針に合致する民間（法人等）を選定する。
- 10 民営化（法人等）の選定にあたっては、選定委員会（仮称）において選定方針と予め検討し、市民に公表した上で定める。

現状（課題等）

- ①民間（法人等）が運営する保育施設（保育所・小規模保育園）が近年増えている。
- ②高瀬地区の高瀬南部保育所、詫間地区の松崎保育所の民営化（指定管理者制度による運営委託）を実施。
- ③適正規模を大幅に増えるケースがあるが、是正できていない。

検討すべき事項

- 今後の公立保育所の民営化（指定管理者制度による運営委託等）を検討する必要がある。
- 適正規模を超える保育所について、適正規模を再検討する必要がある。
- 質の向上について、公立幼稚園、公立保育所、私立保育施設を含めて検討する必要がある。

第4章 公立保育所の保育士体制及び配置に関する方針

計画（抜粋）

【公立保育所の保育士体制及び配置の方針】

- 1 公立保育所では、保育士のうち正規保育士の割合を幼稚園と同じ3分の2以上を目指す。ただし、当面、できる限り早い段階で2分の1以上（50%以上）の配置を目標とする。
- 2 公立保育所では、正規保育士・臨時保育士の職務分担のあり方を検討し、臨時保育士の労働環境の向上に取り組む。
- 3 経験の浅い保育士が多様な経験を積み、専門性を向上させることができるよう、研修制度を体系化する。
- 4 保育所や地域子育て支援センターの活動に退職した保育士が従事できるよう“（仮称）三豊市保育スーパーバイザー（指導員）”制度の創設に取り組む。
- 5 公立保育所の運営に必要な保育士数を確保するために、市（県）内外から公募する。

現状（課題等）

- ①高瀬南部保育所及び松崎保育所の指定管理により、正規職員の割合は40%程度に上昇しているが、依然として50%未満である。

検討すべき事項
●今後の就学前教育・保育施設の適正配置に基づき、今後の正規職員の割合や保育士確保について検討する必要がある。

第5章 保育所の施設整備に関する方針

計画（抜粋）	現状（課題等）
※耐震診断結果を受け、三野保育所・高瀬南部保育所の建替えを計画	①三野保育所、高瀬南部保育所の建替えを実施。 ②山本保育所の建替えを実施予定。

検討すべき事項
●施設の老朽化も踏まえ、今後の就学前教育・保育施設の施設整備を検討する必要がある。

第6章 保育所から見る幼保一体化への考え方

計画（抜粋）
<p>【保育所から見る幼保一体化の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の進むべき方向のひとつとして、幼保一体化を検討する。 2 幼保一体化の検討にあたり、関係者で構成する検討委員会（仮称）を組織する。 3 保育所の良さ、幼稚園の良さ、地域との関係などをしっかりと引き継ぎつつ、現場の職員・保護者・地域の声を十分に踏まえ、本市に相応しい幼保一体化のあり方を定める。 4 幼保一体化については、利用者の事情によって短時間保育と長時間保育が選択されるにあたり、職員間の適切な連携や円滑な移行が可能となる体制の下、子どもの生活と発達の連続性が十分に考慮され、一人ひとりに相応しい保育が提供されることを保障する。
現状（課題等）
<p>①保育所の認定こども園への移行は実施していない。</p> <p>②来年度開園する山本地区新設統合幼稚園は、幼稚園型認定こども園として開園する予定である。</p>

検討すべき事項
●幼稚園、保育所を含めた幼保一体化、認定こども園化等を検討する必要がある。

第7章 計画の推進体制

計画（抜粋）	現状（課題）
※前期5年間を経過する時点（平成27年度）で、計画を見直す。	①子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、計画見直しできていない。

検討すべき事項
●今回策定する新計画では、5年後の見直し等を検討し、記載する必要がある。

3. 検討すべき事項の整理

検討すべき事項
<p>【ソフト面】</p> <p>●幼稚園教育要領・保育所保育指針の改定や、民間保育施設の新規開設等を踏まえて、教育・保育の質の向上等のために、以下の点を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none">①公立幼稚園・公立保育所・私立保育施設の果たすべき役割②公立幼稚園・公立保育所・私立保育施設と小学校との連携③公立幼稚園・公立保育所・私立保育施設の子ども同士の交流、職員同士の交流・連携④公立幼稚園・公立保育所・私立保育施設の研修体制（質の向上のための取り組み）⑤公立幼稚園・公立保育所・私立保育施設に共通した就学前教育・保育方針、食育等の方針 （三豊市らしい就学前教育・保育、三豊市の子どもがどのような子どもに育ててほしいか等） <p>【ハード面・体制面】</p> <p>●幼稚園入園者数の大幅な減少及び保育施設入所者数の急激な増加を踏まえて、子どもの最善の利益のために、以下の点を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none">①地域ごとの状況にあわせた公立保育所の保育年齢②保護者のニーズを満たすための公立保育所の保育時間（延長保育・土曜保育・休日保育等）③公立幼稚園の預かり保育時間の延長や3歳児からの預かり保育実施園の拡充④公立幼稚園・公立保育所の適正規模（望ましい園児数・乳幼児数）、通園（通所）区域⑤公立幼稚園・公立保育所の認定こども園化⑥公立保育所の民営化（指定管理者制度による運営委託）⑦上記の検討に基づく公立幼稚園・公立保育所の職員配置（正規職員の割合等）⑧公立幼稚園・公立保育所の施設老朽化を踏まえた施設整備方針